

一般名処方加算

当院では、後発品使用促進のため、特定の医薬品名を指定するのではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する一般名処方を行う場合があります。ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。

◆一般名処方とは

医薬品の一般名（有効成分の名称）で処方することです。医薬品の供給が不足した場合、成分含量が同じ複数の製剤から選択できるため患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。選択に際しては調剤薬局の薬剤師と相談の上、ご自身で決めることができます。